平成２３年（フ）第２０１号
岡山市北区関西町９番17号　102
破産者　小川　京子
1　決定年月日　平成23年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８６号
広島県尾道市高須町4788番地11
破産者　松栄産業株式会社
1　決定年月日　平成23年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第６４７号
長崎県長崎市本原町35番３号
破産者　有限会社ミサワ機工
1　決定年月日　平成23年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５９４号
熊本市佐土原１丁目14番15号
破産者　株式会社富士住建
1　決定年月日　平成23年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第５９４号
群馬県伊勢崎市新栄町4068番地20
破産者　加藤　弘和
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２９８号
横浜市青葉区みたけ台40番地１　アンベリール藤が丘216、破産開始決定時の住所埼玉県川口市戸塚東２丁目22番１―205号　東川口第８サニーコート
破産者　河村由紀典
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３２０号
埼玉県上尾市大字瓦葺2226番地27、旧住所埼玉県上尾市大字瓦葺1755番地
破産者　畠山　敏和
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４４３号
申立代理人事務所　東京都新宿区西新宿７―９―７ニッカビル２階　沢辺法律事務所、旧住所埼玉県新座市野火止５丁目１番20号　ＵＲＶＡＮビル201号室
破産者　庄司　千揚
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６８３号
さいたま市緑区大字中尾979番地２　ｐａｒｃｏ　ｖｉｓｔａ中尾　302号
破産者　小野寺慎二
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６８４号
さいたま市緑区大字中尾979番地２　ｐａｒｃｏ　ｖｉｓｔａ中尾　302号
破産者　小野寺八重
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７７９号
埼玉県志木市中宗岡１丁目４番37―201号
破産者　朝比奈勝之
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８３４号
埼玉県川口市戸塚５丁目４番32号　グリーンテラス203号
破産者　土屋　和彦
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８８９号
さいたま市西区大字指扇別所109番地93　１―616
破産者　前島久美子
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９１４号
埼玉県さいたま市北区今羽町114番地　コスモ大宮ガーデンシティ602号
破産者　福﨑　満代
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９８２号
埼玉県上尾市大字原市3336番地　原市団地　２―６―401
破産者　藤野　裕二
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９８５号
埼玉県幸手市栄１番２―204号
破産者　三枝美代子（旧姓髙橋）
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４３号
相模原市南区若松１丁目14番７号
破産者　福田　高志
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１１３号
長野県佐久市猿久保21番地３
破産者　小林紀美子（旧姓安藤）
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第１１４号
長野県佐久市猿久保21番地３
破産者　安藤　健一
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部